

則 会



日本建設株式会社
安全衛生協力会

目 次

第1章	総 則		
	第1条	名 称	2
	第2条	目 的	2
	第3条	事 業	2
第2章	会 員		
	第4条	会員の構成	2
	第5条	事務所及び事務局	2
第3章	役 員		
	第6条	本部役員の選出	3
	第7条	各支部役員の選出	3
	第8条	役員の任期	3
		組織図	4
第4章	機 関		
	第9条	総会の審議事項	5
	第10条	本部及び支部の総会の成立	5
	第11条	役員会	5
第5章	運営及び会計		
	第12条	運営、会費	5
第6章	付 則		
	第13条	付則	6

日本建設株式会社安全衛生協力会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本建設株式会社安全衛生協力会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、日本建設株式会社安全衛生管理機構の一環として組織し、安全衛生活動の推進と災害防止の強化並びに疾病の予防によって作業員の福祉向上と併せて作業能率の増進を図る事を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 安全衛生思想の普及並びに教育の徹底
- 2) 災害の原因調査及び防止対策並びに防止の措置
- 3) 整理整頓等、作業環境並びに作業設備の改善
- 4) 前項のため、定期又は随時に事業場安全衛生パトロールの実施
- 5) 事業目的に著しく貢献のあった協力会社及び従業員の表彰
- 6) 業務上死亡若しくは負傷した者に対する法定外補償保険金並びに弔慰・見舞金の支給
- 7) その他 安全衛生に関し必要な一切の事項

第2章 会 員

(会 員)

第4条 日本建設株式会社及び同社の事業場において作業を行う協力会社（材料納入も含む）は全て本会に入会し、支払いが発生する事をもって会員になるものとする。

(事務局)

第5条 本会の支部事務局は日本建設株式会社各支店内に置く。
但し、本部事務局は日本建設株式会社東京本社内に置く。

第3章 役員

(本部役員の選出)

第6条 1) 本会に次の役員を置き、本部役員は本条により、各支部役員は次条の規定により選出する。

本部役員は、各支店の支部長と副支部長(協力会社)より選出を行う。

- ① 会 長 1 名 (日本建設社長)
- ② 副会長 2 名 (建築本部長と協力会社副支部長の代表1名)
- ③ 役 員 13 名 (各支店支部長7名と協力会社副支部長6名)

2) 本会の役員を補佐するため、次の係を置き、会長が指名する。

- ① 事務局 若干名
- ② 書 記 若干名
- ③ 委 員 若干名

3) 名誉顧問を置くことができる。

(各支部役員の選出)

第7条 1) 各支店に於いては、支部長(支店長)及び副支部長(1名)は、日本建設株式会社役職員より選任し、副支部長(1名)、役員は協力会社から選任し、支部長を助け、事業の運営に協力するものとする。

各支店単位は、下記の役員の選出を行う。

- ①支部長 1 名
- ②副支部長 2 名
- ③役 員 若干名

2) 支部長は支店長とし、副支部長及び支部役員は支部長が指名する。

3) 各支店役員を補佐するため、次の係を置き、監査は協力会社から、会計、書記及び委員は、日本建設株式会社から支部長が指名する。

- ①監 査 1 名 ③書 記 1 名
- ②会 計 1 名 ④委 員 若干名

(役員の任期)

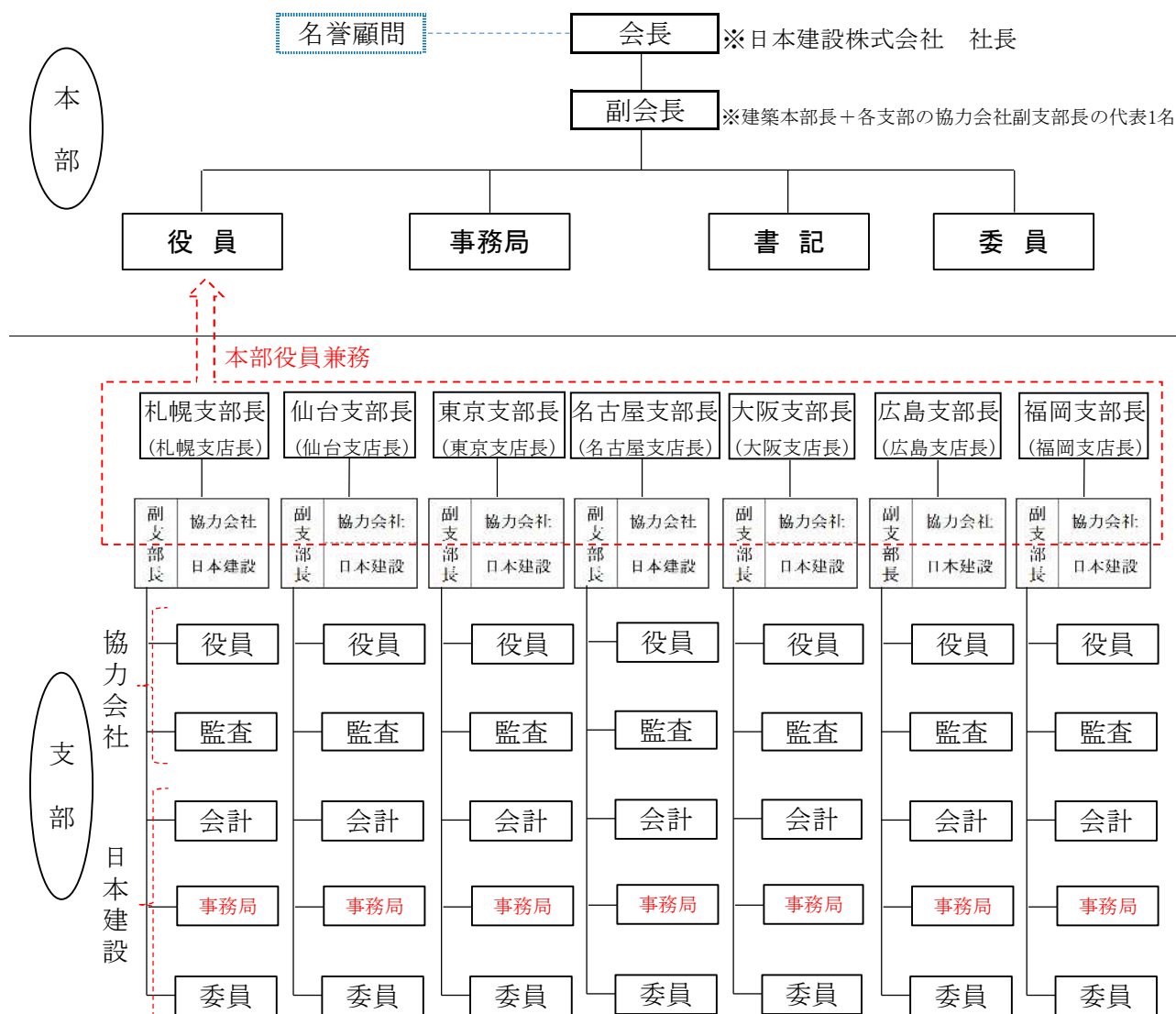
第8条 1) 役員の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

2) 役員に欠員が生じた場合は、本社内役員の場合は本社内役員において、各支店役員の場合は各支店役員において、選出決定し、当該役員の任期は前役員の残りの任期とする。

3) 協力会社副会長は、任期2年とする。

東京・大阪・名古屋支部で持ち回りとする。

組織図



第4章 機 関

(総 会)

第9条 本部総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。
また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 1) 事業報告の承認
- 2) 本部内役員の選出に関する事項
- 3) 会則並びに会費変更に関する事項
- 4) その他必要と認める事項

支部総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。
また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 1) 予算、決算及び事業報告の承認
- 2) 支部役員の選出に関する事項
- 3) 会則並びに会費変更に関する事項
- 4) その他必要と認める事項

(本部及び支部の総会の成立)

第10条 総会の決議は、総会員の2分の1が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(役員会)

第11条 1) 本部役員会は、会長が必要ありと認めた都度開催する。
2) 各支部役員会は、各支部長が必要ありと認めた都度開催する。
3) 役員会の決議については、前条の規定を準用する。

第5章 運営及び会計

(運営、会計)

第12条 支部の本会経費は会費をもって充当する。

- 1) 会費は毎月5日の支払日にその支払金額に応じて天引徴収する。
会費の返還は一切しない。
- 2) 臨時の経費は、その都度会員から徴収することがある。
- 3) 会計年度は毎年3月に始まり2月に終る。

会費は、次の計算式に基づき徴収する。(定率方式) *消費税別

$$\text{○労務費・外注費の支払い金額に対して} \times \frac{1.8}{1,000}$$

但し、下限 10万円未満は0 100円未満は切捨(最低100円)

$$\text{○材料費・仮設費の支払い金額に対して} \times \frac{1.0}{1,000}$$

但し、下限 10万円未満は0 100円未満は切捨(最低100円)

- 4) 本部主催の支払いに対し、各支部の安全衛生協力会は完工比率により負担分を支払う。

第6章 付 則

(付 則)

- 第 13 条 1. 役員は、交代で毎月 1 回以上作業所を公正に巡視を行い、その
講評を支部長に報告する
2. この会則は、昭和 44 年 3 月 10 日から実施する。
改定 2026 年 6 月 11 日
実施 2026 年 6 月 11 日
3. 本会解散時における剰余金は、会員拠出額（直前 5 年間）に応
じて該当する会員に分配する。
4. 第 5 条に規定する本部事務局の名称を日本建設安全衛生協力会本部と称す。
5. 役員は、年 1 回本部主催で会議を行う。